菜の花法律事務所

平成19年1月20日





発 行/菜の花法律事務所 発行責任者/国 宗 直 子 熊本市江越1丁目17番12号 フローラル江越105号 TEL.096-322-7731 FAX.096-322-7732





昨年は、戦前の植民地下でのハンセン病隔離政策の被害者からの補償請求について、ハンセン病 補償法を改正させるという大きな成功を収めることができました。ご支援くださいました皆様には 深くお礼を申し上げます。韓国の国家人権委員会からはこの間の成果について弁護団が人権賞をい ただくという光栄にあずかりました。まだ、戦前に療養所に入所していたことの証明ができないた めに認定に至っていない補償請求者の方がたくさん残っていらっしゃいます。このための活動を引 き続き行っています。今後ともご協力をよろしくお願いします。

今年は、昨年10月に新しく事務所のメンバーとなりました菅一雄弁護士とともに、数々の課題 に取り組んでいくこととなります。何かときな臭い政治の動きもありますが、憲法と人権を守るた めの一層の努力を続けてまいります。皆様にとっても良い年となりますように。

ソロクト・楽生院 訴訟の報告

1 勝ち取ったハンセン病補償法改正

2005年10月25日、ソロクト・楽生院訴訟の判決が出されました。韓国については不当判決、台湾については勝訴判決と、同じ問題で2つに判決が割れたことで話題を呼んだこともあり、全国の皆様から高い関心を寄せていただきました。判決後の連日の厚労省前での行動や、全国からの厚労省宛のFAXやメールなどをいただいたおかげで、厚労大臣は台湾について控訴する際に、「訴訟とは別に、適正な補償のあり方について速やかに検討する」ことを約束せざるをえませんでした。この「適正な補償のあり方」については、厚労省内部ではハンセン病補償法の基準よりも減額することも検討されていたと聞きますが、減額を許さないという国内外の声により、昨年2月3日、無事ハンセン病補償法が改正されました。

ハンセン病補償法の改正となったことには次のような意義があります。まず何よりも、補償法の前文の「深くおわびする」という謝罪文言が、植民地下の被害者にも適用されているということです。戦前の日本の国の過ちについてなかなか認めらない状況からは、これは大きな成果です。もうひとつは、補償基準が従来の補償法の基準と同等のものとなったことです。また経過規定によって、すでに請求後に死亡していた人についても新法による請求があったとみなされることになりました。

この成果は、2001年のハンセン病国倍訴訟の熊本判決以後、日本の原告団の皆さんをはじめとする多くの皆さんがハンセン病問題に高い関心を示していただき、さまざまな課題についてたたかい続けてこられたことの成果の上ではじめて実現可能となったものだと思います。

2 喜びの声

昨年の補償法改正について、韓国と台湾からも喜びの声が伝えられました。

ソロクトの原告の声

ソロクト·楽生院弁護団ホームページ http://www15.ocn.ne.jp/~srkt/ より転載

蒋 基鎖 (チャン・キジン) さん 男性・84歳

皆様のお蔭様で(補償法が)成立したのだと思います。感謝の気持ちでいっぱいです。日本の弁護団の皆様の努力で良い結果に結びついたので嬉しいです。また日本で支援してくださった皆様にも感謝します。皆様の支援なしにはこのように速やかに解決できなかっただろうと思います。死ぬ前にいい知らせを受けることができて嬉しいです。なるべく迅速にことが運べて死ぬ前に補償金の支給を受けることができれば、これ以上願うことはありません。今まで支援してくださった皆様への感謝の気持ちは言葉では言い尽くせません。ありがとうございました。

李 幸心 (イ・ヘンシム) さん 女性・75歳

(補償法の成立のことを聞いて) 嬉しいです。毎朝、補償をしてもらえるように神様にお祈りしていました。ありが とうございます。皆様のご苦労が実を結んでこのような成果を勝ち取れたと思います。感謝しています。日本で支援 してくださった皆様と日本国民に神様の祝福がありますように、またご健康をお祈りします。

崔 贊秀(チェ・チャンス) さん 男性・78歳

補償法の成立の知らせを聞いてすごく嬉しいです。今まで弁護団の皆様と支援してくださった皆様のご苦労のお蔭様で、このような法律ができたのだと思います。本当にありがたいことですし、感謝しています。日本時代の惨めな生活と苦労のことを考えると満足したとまでは言えませんが、やっと補償をしてもらえることになったので嬉しく思います。ただ皆日本時代の苦労のせいで、その後遺症に苦しんでいますし、高齢であるために一日でも早く、死ぬ前に補償金をもらえるようにしていただきたいのです。補償のこと本当に心から感謝しています。

姜 禹錫(カン・ウソク)さん 男性・80歳

本当に感謝します。後は高齢である皆のために迅速に補償金の支払いが行われることを祈っています。このように 早く成立するとは思ってもいなかったのですが、日本で支援してくださった皆様と国会議員の皆様が助けてくださっ たお蔭様だと思います。ご苦労に感謝しています。ありがとうございます。なるべく早い補償金の支給をお願いします。

台湾楽生院の原告の声

陳 石獅 さん(82) 男性

悪い言い方で言えば、改正案の成立によって日本政府に意趣返しできたことになると思います。良く言うと、これ

をもって我々の正義が取り戻されることだと思います。とてもうれしいです。 こころがすっきりしています。弁護 団の聞き取りを受けて、マスコミにもよく出ていきましたが、やはりこころの何処かで引け目を感じ、病気のことを 広く知られたら恥ずかしいと思って、病気のことをいい加減に、適当に言ってきました。しかし、訴訟の経過に伴って、 自分は病気になっただけで、何一つ悪い事をしていなかったことを悟り、いまは病気のこと言っても平気です。堂々 と人と普通に接することがやっと出来るようになりました。

林 桂英さん (73) 女性

八歳で入所して以来、家族に見放されたり、人から差別を受けたりなどいろんな辛い思いを経験してきました。 これで蒙って来た屈辱を晴らすことになります。 非常にうれしいです。

汪 江河さん (78) 男性

とてもうれしいです。強制隔離がなければ、いま私は家族と一緒にお正月を迎えているでしょう。 長い間、冤罪 のような屈辱を受けてきました。改正案の成立によって今まで受けてきた辛いことが報われます。正義が取り戻され ると思います。弁護団に心から感謝します。

黄 金井さん (74) 女性

当時は日本人として強制隔離されたので、日本人と平等に補償されることがうれしいです。少し報われる気分です。 しかし、社会の目はやはり気にしています。

3 残された課題

法律は改正されましたが、まだ多くの問題が残っています。

ひとつは、特に韓国の場合、戦前にソロクトの療養所に入所していたという事実の証明が極めて困難だということです。台湾には日本人が作成していた入所者の資料がそのまま現存しているのに対して、ソロクトでは何一つ資料が残っていないためです。人権侵害のひどかったソロクトでは日本が引き上げる際に、資料をすべて焼き捨てたのではないかということが強く疑われます。このため、現在では、韓国から441人の人が請求していますが、まだ115人しか認定されていません。私たちは証拠探しに奔走しています。

ソロクト・楽生院訴訟は、韓国と台湾の両国にも大きな波紋を投げかけました。現在両国では、戦後もしばらくは 日本の強制隔離を引き継いで行っていたことや、社会的な偏見や差別の存在等について今後どのような解決策を進め ていくのかが議論されています。ハンセン病に対する偏見や差別は、日本、韓国、台湾に共通する課題です。これか らも、3国の偏見・差別解消のために、連帯して運動をすすめていきたいと思っています。そしてこれがさらに、ア ジアや世界で偏見・差別に苦しんでいる人たちの連帯につながっていけばと願ってやみません。

ハンセン病問題の今後

2001年5月11日の熊本判決から今年は6年を迎えます。この間、原告団や全療協などの懸命な運動により、入 所者の社会復帰支援の制度や、退所者・非入所者の社会生活支援の制度などの実施、ハンセン病検証会議による真相究 明と提言、入所者の地位の確保など、さまざまな施策を実現させてきました。

しかし、まだまだ問題は山積しています。ハンセン病療養所の医療制度の充実、退所者の療養所への入院制度(ハンセン病療養所には「入所」の制度しかなく「入院」はないのです。このためハンセン病特有の後遺症の治療のために退所者が入院するとそれは「入所」となっていまい、生活援助制度を受ける資格を失うことになります)、療養所の将来構想(人数がどんどん少なくなる中で、療養所の暮らしがどうなっていくのか、これが今入所者にとっては一番不安な問題です)の問題など、今後も引き続き厚生労働省の粘り強い交渉が必要になってきます。

特に、今年は将来構想の問題が大きな焦点になってくると思います。私たちはこの問題を解決していくためのハンセン病問題に関する基本法の提案などを今検討しています。療養所を社会が、そして市民の皆さんが支えていくような、そんな将来を考えています。どうか今年も、ハンセン病問題へのご協力をよろしくお願いします。

しかし、それにしても、判決前までは小さくなって隠れるように暮らしてこられた元ハンセン病患者の皆さんが、少しずつではありますが、人の前に出て話をしたり、療養所の外の人たち交流される姿を見ると、とても感慨深い気持ちになります。自らの権利のために立ち上がりたたかうというのはこういうことなのだと、改めて思います。



ソロクトの「監禁室」

お願い申し上げます。



みなさん、はじめまして。

菅 一雄(すが・かずお)と申します。

10月から弁護士となり、菜の花法律事務所で働いています。

≪私のモットー① ーつ一つのご依頼に誠実に取り組む≫

初めて受けたご依頼は、覚せい剤を使った」さんの刑事弁護でした。薬物を使ってしまうと「薬物依存」という薬物を止められない状態になることが多く、そのため薬物犯罪は再犯が少なくありません。」さんに立ち直っていただこう、そのために自分も薬物依存につき学ぼうと、本を何冊も買い込んで読んだり、熊本ダルクという薬物依存症者のリハビリ団体を訪問したり、精神科医の方のお話をうかがったりしました。保釈決定、執行猶予判決をもらい、その点はホッとしましたが、」さんの今後はまだ心配でもあります。

判決後、Jさんのお母さんからチョコをいただきました。一生懸命さが伝わったのか、それとも義理チョコか? とてもうれしかったです。

≪私のモットー② 被害の背景となる社会問題にも目を向け、根本的解決に挑戦する≫

たくさんの人が参加する大型裁判の弁護団にも参加しています。原爆症、水俣病、有明海、川辺川、ハンセン、ソロクト…。

今一番忙しいのが原爆症認定訴訟です。熊本訴訟第1陣の結審が12月25日に迫り、書面や弁論の準備が目白押しです。 昨日は日曜日でしたが午前中から夜中過ぎまで書面作成でした。私は新米ですが、先輩弁護士に対しても率直にかつ積 極的に意見を言うよう心がけています。

25日には私も最終弁論の一部を担当します。内容はこれから弁護団会議で検討されます(先輩から何いわれるか…)。 25日は乞うご期待(?)。

≪私のモット一③ 五官と頭と口と足を総動員し、とくに現場・当事者のもとへ足を運ぶ≫

原爆症訴訟第2陣では原告のSさんを担当して訴状を準備しました。被爆は60年前の出来事ですから、証拠は豊富ではなく、当事者の方のお話がとても大事です。正確な事実をつかむために納得いくまでお話を伺おうと、Sさんのお宅に3回もお邪魔して、合計で10時間以上お話をうかがいました。Sさんにも付き合っていただいて、二人三脚でネバりました。

こんな感じで、世のため人のためにお役に立てるよう、がんばります。よろしくお願いいたします。

この1年、暇をみては映画を観 に行くのが習慣になりました。

ついては、私の中の年間アカデミー賞を決め、この場で発表しようと思い立ちましたが、映画のあらすじ、感想、いつ何をみた等書き留めておらず、あらためて考えると頭の中が真っ白です。すっかり物忘れが激しい今日この頃です。

(中山鑑子)

野趣溢れる露天風呂、人情感じる共同湯。お湯にボーッと浸かることが私の充電時間になっているようで、ここ数年、日帰り温泉の虜になり、いつしか入湯数も400カ所以上に。現実の世界に引き戻される月曜日を恐れつつ、週末は癒しを求めて温泉地をふらふらと彷徨っています。

(馬場広子)

聞き慣れない法律用語にふりま わされる毎日です。

慣れるのはまだまだ先になりそ うですがよろしくお願いします。

(糸山 薫)